

「中津川不当労働行為事件」 完全勝利！！

会社は直ちに謝罪し、不当労働行為を止めろ！

12月25日、最高裁判所はJR東海会社が最高裁に上告していた事件に対して、本件上告の棄却と本件を上告審として受理しない決定を下しました。この決定により、私たちJR東海労が1994年12月から13年間に渡って闘ってきた「中津川不当労働行為事件」の完全勝利を勝ち取りました。

ここに高らかに勝利宣言を発すると共に、これまでの全組合員の皆さんの奮闘に感謝し、さらに反弹圧、反処分を職場から断固闘うことを明らかにします。

以下に、13年前中津川運輸区の組合掲示板に掲出された分会声明を記します。

1994年10月27日の中津川運輸区分会声明

中津川運輸区管理者による不当労働行為の全容が明らかとなった。業務研究発表会当日に於いて、数度の面接試験練習の場で、あるいは助役会の席上で、応急処置競技会打ち上げの酒席で、更には管理者自ら加入・脱退届の用紙を手に持って、区長が首席助役が、そして他の多くの助役たちがあらゆる機会を通じて、自尊心をくすぐり、将来への不安を煽り、「転勤」の脅しをかける等々・・・従来にも増して陰湿にして巧妙なキタナイ手口をもって不当労働行為を働き、分会組織の破壊を行ってきた。

『不当労働行為で上げられぬよう気を付けてやる必要がある』と述べたある管理者の言葉を裏付けるように、一様にあからさまな表現を避け、言葉巧みにそのかしを行い、現場長自らが陣頭指揮に立ってきたその全ての言動を我々は掌握している。どのように言葉を選んで用いようとも、どのような理由付けをしようとも管理者が労働組合に介入し、脱退を促す行為は全て不当労働行為である。管理者との間の20歳以上もの年齢差を考えるならば、「赤子の手をひねる」も同然のこのような行為は、社会通念上に於いても到底許されることではない。恥を知るべきである。我々は過去に行われた不当労働行為に対し、管理者の猛省を促してきた処である。しかるに、2度ならず3度までも違法と承知の上で法を犯すものを「管理者」として認めることは出来ない。明るく働きやすい職場を創るためにもこのような行為を断じて許すものではない。

我々は、我々の忠告に対し反省の色を見せることもなく、今なお不法行為を続ける中津川運輸区管理者の実態を社会的に明らかにしていくこととする。と同時に、今回の組織破壊攻撃に関わった全ての管理者に対し、組合員一丸となって大きな怒りを持って追及行動を展開し、その責任を問うものである。

